

- 2 受注者は、機器類が正常に動作しない場合、発注者からの連絡を受けてから 24 時間以内に設置場所に技術員を派遣し、問題切り分け（原因箇所の特定）等の初期対応を行うものとする。
- 3 機器類が正常に動作しない原因がハードウェアである場合は、初期対応日の翌日から起算して平日 3 日以内に修復可能な場合は修復作業により対応するものとし、修復までに 4 日以上必要となる場合は機器の交換による修復を行うこと。また、原因がソフトウェアである場合は、再インストールや再設定などの修復作業を当該設置場所において速やかに行なうこと。
- 4 受注者は、機器類が正常に動作しない場合、修復作業期間中に同等の機能を有する代替機器を設置するなど、問題の一時的回避措置が可能な場合には、発注者の承認によりこれを行うことができるものとする。
- 5 機器類を交換する場合には、当該機器の記憶装置の内容を完全に消去し、機器類に保存されている設定情報及びソフトウェア、データ等が外部に流出しないよう措置しなければならない。
- 6 受注者が保守を行う場合は、予め保守の日程を発注者と調整し、発注者の業務に影響を及ぼさない日程で行うものとする。また、発注者は業務に支障がない範囲で保守業務に協力するものとする。
- 7 機器類の保守費用は、次の各号に定めるものを除き受注者の負担とする。
 - (1) 発注者の故意又は重大な過失により生じた機器類の調整、修理又は部品の交換等に要する費用
 - (2) 作業にあたり必要とする動力費等
- 8 受注者は、本契約に基づいて行った保守作業について、受注者の書式の書面により発注者に報告書を提出するものとし、報告内容に疑義がある場合は誠意を持って対応するものとする。
- 9 インストール済みのソフトウェアにアップデートの必要が生じた場合は、発注者がインストール作業を行うものとする。
- 10 インストール済みのソフトウェアのバージョンアップを行う場合は、発注者の依頼により受注者がインストール作業を行うものとし、費用については協議のうえ変更契約を締結し、対応するものとする。

（補給品）

第 6 条 機器類に使用する補給品は、受注者の指定する規格に合致したものとする。

- 2 前項に規定する補給品以外の使用に起因する機器の事故については、受注者はその責を免れるものとする。

（他の機器等の取付け及び移転）

第 7 条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。

- (1) 受注者が貸与した機器類に他の機器を取付ける場合
 - (2) ネットワークの機能に影響を及ぼすソフトウェアをインストールする場合
 - (3) 機器類を頭書記載の設置場所から移転する場合
- 2 前項の各号に定めるところに要する費用は、発注者の負担とする。

（機器類の追加、変更）

第 8 条 発注者は、発注者の都合により機器類の追加若しくは変更の必要が生じた場合は、受注者と協議のうえ変更契約を締結した後に追加もしくは変更を行うものとする。この場合、受注者は第 4 条の規定により設置及び調整を行うものとする。

2 受注者は、受注者の都合により機器類の追加若しくは変更の必要が生じた場合は、発注者と協議のうえ変更契約を締結した後に追加もしくは変更を行うものとする。この場合、受注者は第4条の規定により設置及び調整を行うものとする。

3 第1号及び第2号の規定により契約金額又は機器類の仕様を変更する場合には、変更契約を締結するものとする。

(機器類の撤去)

第9条 受注者は、本契約の終了後は機器類を速やかに撤去するものとする。なお撤去及び搬出に係る一切の費用は受注者の負担とする。

2 前項の撤去に際し、発注者は、仕様書に追加して取付けた機器類がある場合は発注者の費用負担により予めこれを取り外すものとする。

3 受注者は、発注者が追加して取り付けた機器類の撤去が完了した後に、受注者の費用負担により契約対象の機器類を撤去するものとする。

4 設置場所を現状復帰に要する費用は、発注者の負担とする。

(事故発生の通知)

第10条 受注者は、本業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面を持って発注者に報告しなければならない。

(賃借料の支払)

第11条 機器類の賃借料は頭書記載のとおりとし、各月毎の支払額は、¥〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税¥〇〇〇円）（ただし、令和〇年〇月分にあつては¥〇〇〇〇円）とする。

注：各月の支払合計額と各年度の賃借料に差が生じた場合は、各年度の最初の支払月で調整する

2 受注者は、当該月分の賃借料を翌月初めに書面により発注者に請求し、発注者は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第14条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除

することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由が無く、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により、発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 発注者は、前号各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者が協議して定める。
- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定による契約解除の場合には、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定による契約解除の場合には、受注者は発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者、受注者協議して定める。
- 5 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。
- 6 発注者は、翌年度以降において本契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

(談合等に係る契約解除)

第 16 条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(善良なる管理者の義務)

第 17 条 発注者は、機器類の設置場所を良好な環境に保持する等、善良な管理者の注意をもって機器類を管理するものとする。

- 2 発注者は、本契約により受注者から賃借を受ける機器類並びにその権利について、第三者に対しこれを譲渡し、機器類を貸与し、又は担保の目的に供することはできないものとする。
- 3 受注者は、機器類に対し動産総合保険を付することができるものとする。その場合、その保険料は受注者が負担するものとし、保険者から発注者に求訴が及ばないこととする。
- 4 受注者は、発注者の責に帰すことのできない事由により機器類が滅失又は毀損した場合、発注者に対して損害賠償請求を行わないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失により機器類に損害を与えたときは、復旧に要する費用を発注者に対して請求できるものとする。ただし、前条第 3 項に定める動産総合保険を付している場合は、その保険金で補填される額は損害賠償額から控除するものとする。

2 発注者は、受注者がその責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合、その損害の賠償を請求することができる。

(立入権及び秘密保持)

第 19 条 受注者または受注者が業務を委託した第三者は、装置等の納入、保守、管理及び引き取り等のため、発注者の許可を得て装置の設置場所に立入ることができるものとする。

2 発注者及び受注者は、この契約の履行により知り得た相手方の業務上並びに技術上の秘密を絶対に第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 受注者又は受注者が業務を委託した第三者は、本契約に基づく業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(受注者への通知)

第 21 条 発注者は次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(1) 機器類について、受注者の権利を侵害すると認められる事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 装置等に盗難、毀損等の事故が発生したとき。

(債務不履行)

第 22 条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約に定めた債務を履行しない場合は、相当の期間を定めて相手方に催告を行う。なお、その期間内に履行が無いときは、書面による通知をもってこの契約を解除することができるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に基づく債務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、前項による解約の有無に関わらず、当該債務不履行から生ずる通常の直接損害を賠償するものとする。

(疑義についての協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者及び受注者双方で協議し、円満に解決を図ることとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 前条の協議によってもなお、本契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、山形地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 山形県鶴岡市若葉町16番5号
山形県立致道館中学校
校 長 齋藤 祐一 ⑩

受注者 〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇 ⑩

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。